

営繕工事における週休2日確保工事に係る工事成績評定の取扱いについて

1 方針

週休2日確保工事を実施した工事について、発注形式によらず現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で4週8休以上の現場閉所（現場休息）が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点を行わない。

受注者希望型の形式で発注された工事は、契約後の協議により週休2日に取り組むため現場閉所（現場休息）の状況にかかわらず工事成績評定の減点を行わない。

2 評価方法

(1) 監督職員の実施状況「工程管理(工程計画と管理)」において、次のとおり評価を行う。

イ 月単位の週休2日を達成した場合（次の2項目を評価）

- ・「休日・代休の確保を行っている。」
- ・「その他（月単位の週休2日を実施している）」

ロ 通期の週休2日を確保した場合（次の1項目を評価）

- ・「休日・代休の確保を行っている。」

※ 週休2日の確保を行った場合は、「工程管理(工程計画と管理)」の評価は原則a評価とする。ただし、他の評価で著しく低く評価する内容が確認される場合は、a評価としないことができる。

(2) 監督職員の施工体制「施行者の熱意（創意工夫）」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所（現場休息）の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保が4週8休以上の場合 a

- ・「その他（週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。）」

※ 週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

(3) 検査員の実施状況「工程管理（効率的施工と管理状況）」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所（現場休息）の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保が4週8休以上の場合 a

- ・「配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。」
- ・「その他（現場閉所（現場休息）による週休2日（4週8休以上）を行った。）」